

広島県 キャリア形成プログラム

令和4年8月
広島県医療介護基盤課

【目次】

- 1 総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 広島大学ふるさと卒業医師に対するプログラム・・ 5
- 3 岡山大学地域卒広島県コース卒業医師
に対するプログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 自治医科大学卒業医師に対するプログラム・・・・・・ 17
- 5 広島県医師育成奨学金貸与者（一般卒）
に対するプログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

1 総則

(1) 目的

このプログラムは、医療法（昭和 23 年法律 205 号）第 30 条の 23 第 2 項第 1 号及び第 30 条の 25 第 1 項第 5 号に基づき策定するものであり、医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保に資するとともに、医師の確保を特に図るべき区域に派遣される医師の能力開発及び向上を図ることを目的とする。

(2) 対象者

このプログラムの対象者は、次のとおり。

- ア 地域枠で入学し、卒業した医師
- イ 自治医科大学を卒業した医師
- ウ 広島県医師育成奨学金の貸与を受けた医師

(3) プログラム適用期間

広島県（以下「県」という。）は（2）に掲げる対象者に同意を得て、次の期間プログラムを適用する。

- ア 地域枠で入学し、卒業した医師
広島県医師育成奨学金貸付規則第 11 条第 1 項に該当している期間
- イ 自治医科大学を卒業した医師
自治医科大学医学部修学資金貸与規程第 7 条第 1 項第 1 号に該当している期間
- ウ 広島県医師育成奨学金の貸与を受けた医師
広島県医師育成奨学金貸付規則第 11 条第 1 項に該当している期間

(4) プログラム策定等の手続き

ア 広島県医療対策協議会における協議

県は、毎年度、キャリア形成プログラムの内容を改善するよう努め、コースを新たに設定又は変更しようとする場合は、その案を広島県医療対策協議会に提示し、協議を行うこととする。

イ 意見聴取

- ① 県は、プログラムの既存のコースの内容や、新たに設定又は変更しようとするコースの内容について、対象医師及び将来対象となる予定の学生（以下「対象学生」という。）の意見を聴くものとする。
- ② 県は、少なくとも年に一回は、対象医師及び対象学生が県に意見を述べる機会を設けることとする。

- ③ 県は、対象医師又は対象学生から意見を聴いたときは、当該意見を広島県医療対策協議会に報告し、内容に反映させるよう努めるとともに、当該意見の内容を公表する。
- ④ 県は、対象医師の意見を基に研修環境・勤務負担軽減の改善を図るものとし、その際は、県の医療勤務環境改善支援センターと連携して改善策を検討する。

(5) 策定等及び公表

県は、大学が行う医師派遣との整合性を図るため、毎年度9月末までを目安に、広島県医療対策協議会の協議が整った事項に基づき、プログラムの変更を行い、その内容を公表するものとする。

(6) プログラム適用に係る手続き

ア 事前通知

県は、地域枠で入学する者、自治医科大学に入学する者及び広島県医師育成奨学金貸与者に対しては、募集要項に記載すること等により、卒業後にキャリア形成プログラムが適用されることを通知する。

イ 対象学生による同意

県は、地域枠入学者及び自治医科大学入学者に対して、医学部入学時に、卒業後にプログラムの適用を受けることについて説明を行い、同意を得る。

広島県医師育成奨学金貸与者に対しては、貸付決定時に、卒業後にプログラムの適用を受けることについて説明を行い、同意を得る。

ウ コース選択

コースとは、次のことをいう。

広島大学ふるさと枠卒業医師：2（2）ア ②に定めるもの

岡山大学地域枠卒業医師：3（2）イに定めるもの

自治医科大学卒業医師：4（2）に定めるもの

広島県医師育成奨学金貸与医師：上記に準じて作成したもの

対象医師は、臨床研修を修了する年度内に、自らに適用されるコースを選択するものとする。

エ コースの変更

対象医師からの申請に基づき広島県知事（以下「知事」という。）が適当と認めた場合には、適用されるコースを変更することを認めるものとする。

オ 特定のコースに対象医師の希望が集中した場合等の対応

特定のコースに対象医師の希望が集中した場合など、コース間の人数調整が必要な場合には、県は対象医師に対して面談を実施するなどの方法に

より、対象医師と調整を行うものとする。

カ コース選択状況の把握等

県は、対象医師のコース選択状況を継続的に把握し、広島県医療対策協議会で報告する。

(7) プログラムに基づく派遣調整

ア 本人の希望の尊重

対象医師が派遣される医療機関を決定する際には、入局者に対しては、各医局を通じ、非入局者に対しては、本人との面談等により、本人の希望を最大限尊重しつつ、広島県医療対策協議会において協議し、決定する。

イ 派遣計画案

プログラムに基づく医師派遣と、大学医局等による医師派遣の整合性を確保するため、県は、対象医師の派遣計画案を、前年度の11月末までを目安に作成し、その案を基に大学医局等と調整を行った上で、広島県医療対策協議会において派遣計画を決定することとする。

ウ 対象医師の派遣先決定

対象医師の派遣先の決定に当たっては、県は、専門医プログラムの基幹施設、連携施設等と十分な調整を行う。

エ 対象者の支援等を行う人材の配置

県は、医師偏在対策と対象医師のキャリア形成の両立を円滑に推進するため、各地域の医師偏在の状況や対象医師の希望を勘案しつつ、就業先について、大学等の専門医の研修プログラム責任者等との調整を行うとともに、対象学生の支援を行う人材（以下「キャリアコーディネーター」という。）を配置することとする。

キャリアコーディネーターは、次の者とする。

① 広島大学ふるさと枠に関すること

広島大学医学部地域医療システム学講座教授の職にある者

② 岡山大学地域枠広島県コースに関すること

岡山大学医学部地域医療人材育成講座教授の職にある者

③ 上記以外

広島県地域医療対策推進監

オ キャリアコーディネーターの役割

キャリアコーディネーターは、大学等と連携して、対象医師の就業場所等の要望や就業開始後の要望の聴取、病院見学会や勉強会への協力、大学等の研修プログラム責任者等と県及び対象医師の要望を調整した派遣計画の検討等を行う。

(8) 医師少数区域経験認定医師の取得の推奨

県は、プログラムの対象医師に対して、積極的に医師少数区域経験認定医師の取得を推奨する。

2 広島大学ふるさと卒卒業医師に対するプログラム

(1) ふるさと卒制度の概要

卒業後に広島県内で医療に従事する強い意思のある者を選抜し奨学金を貸与して、広島県内の医師不足地域での活躍を期待する。

ア 卒業後の勤務

臨床研修を含め9年間（3年間の猶予）の県内勤務のうち4年間中山間地域等で勤務

勤務対象医療機関は、中山間地域で12病院、その他県内25病院等（P16「別表」参照）

（イメージ）

卒後年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
例1	臨床研修		中山間地域		その他県内			中山間地域				
例2	臨床研修		その他県内		(県外等)	中山間地域		その他 県内	(県外等)	中山間地域		

※ 3年間を上限として、専門医取得のために対象外機関で勤務するなどの本人の意向に応じて、勤務要件の履行を中断することが可能（例2）

※ 出産・育児や介護、その他やむを得ない理由によって県内勤務を一時中断した場合は、本人の希望に応じて、知事が指定する期間を履行期限の12年に加算（延長）することが可能。

※ 知事指定診療科（病理診断科、産婦人科）選択者は、中山間地域指定医療機関での勤務の代わりに、指定診療科での勤務が求められる。この場合において中山間地域での勤務もあり得る。ただし、産婦人科は、分娩を取り扱う診療科（分娩取扱病院）での勤務に限るものとし、具体的勤務先及び期間の詳細等は、別に定める産婦人科の標準的なキャリアプランによるものとする。

イ ふるさと卒卒業医師への期待と配慮

ふるさと卒卒業医師には、県内の中山間地域などの医師不足改善への貢献が期待されるとともに、医師としてのキャリアへの配慮も必要であり、県内医療の向上への貢献も期待される。

ウ ふるさと卒卒業医師の配置調整の留意事項

- ・実効性のある配置のための純増配置への配慮
- ・新専門医制度にも配慮したキャリア支援
- ・県内各地域の実情に応じた医局関連病院以外の医療機関配置への配慮

(2) ふるさと卒卒業医師の育成・配置

広島大学ふるさと卒卒業医師が、卒後研修の実を挙げ、また義務年限終了後も、永く本県の医療に貢献することを期待し、医師の育成・配置については、次のとおり取り扱う。

ア 広島大学ふるさと卒卒業医師の所属

- ① 広島県地域医療支援センター（以下「センター」）が作成する名簿に、学生時代から登録することとし、センターは医師として充実したキャリアを積めるようサポートする。
- ② 卒業医師が所期の目的を果たすために、初期臨床研修修了時まで、卒業医師は次のコースのいずれかを選択することとする。

A 広島大学病院各診療科等所属コース（以下「広大コース」）

次の2つのサブコースが存在する。

診療科	設置コース
知事指定診療科を選択した者	知事指定診療科サブコース
その他の診療科を選択した者	中山間地サブコース

- ※ これらのコースの選択者は、必ず広島大学病院の当該診療科（医局）に所属（入局）するものとする。
- ※ 義務年限内での所属診療科の変更は、原則として認めない。
- ※ なお、卒業後の育成指導をより効果的なものとするため、ふるさと卒医学生に対して、大学卒業時まで将来所属する広島大学病院診療科を検討し、可能であれば決定しておくことを推奨する。

B 地域専攻コース

個別の診療科への所属を希望しない者が対象であり、内容は中山間地サブコースのみとなる。

個々のキャリアプランの作成は、広島大学医学部地域医療システム学講座及びセンターが行い、中山間地域の医療機関等への配置を行う。

イ 知事指定診療科の決定プロセス

知事指定診療科とは、広島県内において医師不足が特に著しく、医師確保の必要性が高いと知事が判断した診療科をいう。

なお、学生に対しては、「知事指定診療科サブコース」を選択した場合であっても、所属する診療科の配置方針によって中山間地域において勤務することが有り得ることを事前に十分に説明する。

- ① 広島大学は、広島大学医学科会議において「知事指定診療科」の候補となる診療科を協議し、県に提案する。

提案する際には、当該診療科において、医師不足に関する客観的な根拠及び当該診療科医師不足地域への対応方法などを記した表明書を作成し、県に提出することとする。

- ② 提案を受けた県は、県の政策課題・必要診療科を踏まえて、原則として3診療科以内の「知事指定診療科」を決定し、一定期間を経て見直す。

ウ 中山間地域における配置ガイドライン

- ① 純増配置の実現

ふるさと卒卒業医師には、県内の中山間地域などの医師不足改善への貢献が期待されていることから、可能な限り純増配置を目指す。

- ② 配置先中山間地病院の分類

配置先中山間地病院を便宜上、中堅病院と中小病院に分類する。(P16「別表」参照)

- ③ 中山間地域の中小病院での勤務

初期臨床研修後の義務期間7年間のうち4年間は中山間地域勤務となるが、そのうち「中小病院」には原則2年、少なくとも1年以上は常勤として全員が勤務する。ただし、「広大コース」の「知事指定診療科サブコース」選択者はこの限りではない。

※ 中山間地域勤務の4年間については、総合医（総合診療医・一般内科医・一般外科医）としての配置を原則とするが、中山間地域の医療機関からの要望がある場合には専門科医として配置する。

※ 専門科医としての配置については、指導体制等を考慮するとともに、例外的対応の事情が他の関係者にも理解されるよう配慮する。また、専攻医を総合医として配置する場合には、指導体制がない中で専門科業務が行われないよう要請する。

※ 専門科医として配置されている場合においても、日当直などの時間外対応には、専門分野外の診療に積極的に関与することを求める。

※ 中山間地域の医療機関からの医師派遣要請は毎年変動することが予測されるため、事前協議を経た後に、中堅病院4年又は中小病院4

年といった配置となる可能性もある。

- ※ 中堅病院勤務時に、中小病院・診療所での勤務機会を提供するよう努める。具体的には、配置先中堅病院から中小病院（診療所）への定期的な応援派遣機会の提供（週1日など）を検討する。
- ※ 中小病院勤務時に、専門科医としての研修機会を提供するよう努める。具体的には中山間中小病院での勤務について、他病院での専門分野の定期的な研修（週1日など）も可能とする。

エ 各診療科における標準的なキャリアプランの作成

ふるさと卒卒業医師の受入れが可能な診療科は、上記の中山間地域における配置ガイドラインに沿った「義務履行期間の7年間を含んだ標準的なキャリアプラン」を作成し、広島大学医学部地域医療システム学講座へ提出する。また、当該キャリアプランはふるさと卒医学生に提示するものとする。なお、医師の配置調整の際には、可能な限り当該キャリアプランを尊重することとする。

- ※ 「広大コース」の「中山間地サブコース」選択者が、医師配置調整の対象となるのは、義務履行期間7年間のうち、中山間地域の医療機関（中堅病院あるいは中小病院）に配置される4年間であり、その他の県内公的医療機関に勤務する3年間は原則として各診療科の配置方針に従う。
- ※ 「広大コース」の「知事指定診療科サブコース」選択者であっても、政策的見地から配置に関する協議を要する場合もある。
- ※ 当該キャリアプランの変更には、県、広島大学医学部地域医療システム学講座及びセンターの確認を必要とする。

オ その他留意事項

① ふるさと卒卒業医師の配置先の決定

各診療科の配置素案を踏まえて、県、広島大学代表者、市町代表者、センター等により構成される広島県医療対策協議会において検討、決定される。また、配置後の業務内容に関しては、本人、大学病院の各診療科長と配置先病院長の合意を得ることとし、院内で表示する医師の診療科についても合意に基づいて決定する。

なお、中山間地域の医療機関におけるふるさと卒卒業医師の勤務に関してはセンターの調整により年度毎に決定されるため、各診療科は後任者の配置について医療機関に対して保証しないものとする。

② 初期臨床研修について

ふるさと卒卒業医師は、初期臨床研修を県内で行うこととする。

③ 返還猶予期間の延長について

返還猶予期間の延長については、次のとおり。

【出産・育児に係る返還猶予延長】

区分	取 扱	
対象 (要件等)	<p>◆指定機関で従事（必要従事期間として勤務）している状況にあつて、次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○所属先の就業規則等で規定される産前産後休暇，育児休業等を取得する場合。 ○出産・育児のために，指定医療機関への復職を前提として一時的に離職（退職）する場合。 ○勤務負担を軽減するために，育児短時間勤務等により従事する場合。 	
勤務実績・猶予延長の取扱い	産前産後休暇	<p>◆所属先の就業規則等により取得する産前・産後休暇は，通常勤務の扱いとする。 (必要従事期間の実績から除外しない。)</p>
	育児休業・一時離職	<p>◆休業（又は離職）期間を超えない範囲内で，本人の希望（申請）に応じて，知事が指定する期間の延長を可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○猶予期間を延長できる対象期間は，<u>養育する子が小学校就学の始期に達するまでに取得した休業等の期間を上限とし，長期間（通算3年以上）の猶予延長を希望する場合は，本人と関係者が面談・協議を行った上で，必要と認められる範囲内で知事が指定した期間とする。</u> ○休業等の期間は，「休業等を開始した日の属する月から，終了した日の属する月まで」とし，月の途中で休業等を開始（又は終了）した場合は，当該日の属する月は休業とする。（必要従事期間の実績から除く。）
	育児短時間勤務・非正規雇用（非常勤勤務）	<p>◆育児のための育児短時間勤務等は，勤務した時間数に応じて，勤務実績として認める扱いとする。 ただし，<u>養育する子が小学校就学の始期に達するまでの期間内の勤務実績に限る。</u></p> <p>【勤務実績の算出方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○育児短時間勤務等に従事した月数の合計に，「1週間当たりの常勤者の通常の勤務時間数」に対する「1週間当たりの実際に勤務した勤務時間数」の割合を乗じて得た月数。 これに抛りがたい場合は，知事が適当と認める合理的な方法により算出した月数。 ※「実際に勤務した」とは，所属先（雇用者）との契約等で定める通常の勤務時間とし，時間外勤務などは除く。 ※算出した月数に1月未満の端数があるときは，1月に切り上げる。 ○育児短時間勤務等の開始日又は終了日が月の途中の場合は，当該月は1月（通常）勤務とする。ただし，月の途中で，休業等から連続して育児短時間勤務等による勤務を開始した場合は，当該月は休業とする。 <p>◆育児短時間勤務等での従事期間中に，必要従事期間の実績から除かれた期間については，猶予延長の対象期間とする。 ※当該期間の猶予延長は，育児休業等による延長（上記）として扱う。（通算期間に加算する。）</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○育児休業・育児短時間勤務等による猶予延長の取扱は，性別に関係なく適用する。 ○育児・介護休業法の趣旨に沿い「家族介護」による休業等の取扱いも同様とする。 	
手続	<ul style="list-style-type: none"> ○出産・育児のための休業・離職及び復職（通常勤務・育児短時間勤務等）を行う場合には，その都度「異動届」を，所属機関の証明を添えて事前に提出することとし，休業等の期間が終了し，通常勤務へ移行した場合も同様とする。また，復職する際の異動届には，出産したことを証する書類（出生届受理証明書，住民票の写し等）を提出する。（貸付規則第14条） ○育児休業等により猶予期間の延長を希望する場合は，提出済みの「異動届」の内容に基づき，「返還猶予変更申請書」を提出することとする。（貸付規則第11条第5項） 	

【傷病休暇等に係る返還猶予延長】

〔傷病休暇期間の取扱い〕

- 所属先の就業規則等に基づき傷病休暇を取得した期間は、療養を要するに至った理由に関わらず、勤務したものとして扱う。
- 所属先機関で傷病休暇取得制度がない場合は、勤務認定の公平性の観点から、「連続して90日間」を上限として勤務したものとして扱う。

〔傷病休暇期間満了後の休職期間の取扱い〕

- 傷病休暇後も療養を要するための休職期間については、医師業務に従事中に業務上の理由による場合は、同期間も勤務したものとして扱う。

【貸付規則第12条第5項】

- 業務外の傷病を理由とする場合は、勤務実績には算入しないが、医師業務に従事できない「やむを得ない理由」に該当する事案として、復職後に、本人からの申請に応じて当該期間を上限として返還猶予期間を延長することができるものとする。**【貸付規則第11条第1項第3号】**

【大学院進学に係る返還猶予延長】

- 4年間の大学院進学（社会人大学院を除く）にあたり、任意期間（返還猶予期間から必要従事期間を除いた年数：3年）を超える期間については、医師業務に従事できない「やむを得ない理由」に該当する事案として、本人からの申請に応じて原則1年間を上限として返還猶予期間を延長することができるものとする。**【貸付規則第11条第1項第3号】**

3 岡山大学地域枠広島県コース卒業医師に対するプログラム

(1) 趣旨

岡山大学医学部医学科地域枠広島県コースの卒業医師（以下「地域枠医師という。」が、所期の目的に適い、医師不足に悩む広島県内各地域からの要請に応じて、中山間地域等の医療現場で活躍するとともに、将来にわたって広島県内の医療を支える人材として大きく貢献されることを期して、地域枠医師の配置及び育成方針を定める。

(2) 制度概要（地域枠医師の勤務要件）

大学卒業後、12年が経過するまでに、P16「別表」に掲げる広島県内の医療機関（知事指定医療機関）において、次のとおり医師業務に従事する。

ア 知事指定医療機関での勤務

初期臨床研修を含めた9年間を、知事指定医療機関（P16「別表」参照）において勤務する。

イ 中山間地域等での勤務

上記9年間のうちの4年間（初期臨床研修を除く）を、次の「①」又は「②」のいずれかのコースで勤務する。

- ① 中山間地域に所在する知事指定医療機関
- ② 知事指定医療機関において、知事が別に指定する診療科（病理診断科，産婦人科）

（イメージ）

卒後年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
例1	臨床研修		中山間地域		その他県内			中山間地域				
例2	臨床研修		その他県内		(県外等)	中山間地域		その他 県内	(県外等)	中山間地域		

※ 3年間を上限として、専門医取得のために対象外機関で勤務するなどの本人の意向に応じて、勤務要件の履行を中断することが可能（例2）

※ 出産・育児や介護，その他やむを得ない理由によって県内勤務を一時中断した場合は，本人の希望に応じて，その中断した期間を履行期限の12年に加算（延長）することが可能。

※ 知事指定診療科（病理診断科，産婦人科）選択者は，中山間地域指定医療機関での勤務の代わりに，指定診療科での勤務が求められる。この場合において中山間地域での勤務もあり得る。ただし，産婦人科は，分娩を取り扱う診療科（分娩取扱病院）での勤務に限るものとし，具体的な勤務先及び期間の詳細等は，別に定める産婦人科の標準的なキャリアプランによるものとする。

(3) 中山間地域における配置ガイドライン

センターは、地域枠医師の配置先の調整に当たっては、所期の目的を満たしつつ、本人のキャリア形成にも資するよう、次の方針によって進める。

ア 純増配置の実現

地域枠医師には、広島県内の中山間地域などの医師不足改善への貢献が期待されていることから、可能な限り純増配置を目指す。

イ 中山間地域の知事指定医療機関の分類

配置先となる中山間地域の知事指定医療機関を、便宜上、「中堅病院」と「中小病院」に分類する。(P16「別表」参照)

ウ 中山間地域中小病院での勤務

初期臨床研修後の7年間のうち4年間は中山間地域での勤務となるが、そのうち「中小病院」には原則2年、少なくとも1年以上は常勤として全員が勤務する。ただし、知事指定診療科を選択した場合は、この限りではない。

エ その他

- ① 中山間勤務の4年間については、総合医（総合診療医・一般内科医・一般外科医）としての配置を原則とするが、中山間地域の医療機関からの要望がある場合には専門科医として配置する。
- ② 専門科医としての配置については、指導体制等を考慮するとともに、例外的対応の事情が他の関係者にも理解されるよう配慮する。また、専攻医を総合医として配置する場合には、指導体制がない中で専門科業務が行われないよう要請する。
- ③ 専門科医として配置されている場合においても、日当直などの時間外対応には、専門分野外の診療に積極的に関与することを求める。
- ④ 中山間地域の医療機関からの医師派遣要請は毎年変動することが予測されるため、事前協議を経た後に、中堅病院4年あるいは中小病院4年といった配置となる可能性もある。
- ⑤ 中堅病院勤務時に、中小病院・診療所での勤務機会を提供するよう努める。具体的には配置先中堅病院から中小病院（診療所）への定期的な応援派遣機会の提供（週1日など）を検討する。
- ⑥ 中小病院勤務時に、専門科医としての研修機会を提供するよう努める。具体的には中小病院での勤務について、他病院での専門分野の定期的な研修（週1日など）も可能とする。

(4) 地域枠医師のキャリア形成（標準的なキャリアプラン）について

ア センターへの登録

センターが作成する名簿に、学生時代から登録することとし、センターは医師として充実したキャリアを積めるようサポートする。

イ 意向の調査

センターは、地域枠医師の勤務要件が履行されつつ本人のキャリア形成が図られるよう、6学年時点において、希望する診療科及び知事指定医療機関が研修施設として参加する専門研修プログラム（プログラム基幹施設の所在については、広島県内外を問わない。）の履修希望について意向を調査し、将来の進路について、概ねの方向性が整理（選択）されるよう努めるものとする。

なお、当該整理は、初期臨床研修を履修する過程の中で変更することは当然許容される暫定的なものとして扱う。

ウ 標準的なキャリアプランの作成

地域枠医師の受入が可能なプログラム基幹施設又は前記によって希望のあった基幹施設は、センターとの調整を経て、前記「(3) 中山間地域における配置ガイドライン」に沿う標準的なキャリアプランを作成する。

なお、センターは、当該調整を行う過程において、岡山大学医学部地域医療人材育成講座から意見を聴くものとする。

エ キャリアプランの提示等

前記ウにより作成されたキャリアプランは、地域枠医師の在学時点から広く提示するものとする。また、配置調整の際には、可能な限り当該キャリアプランを尊重することとする。

(5) その他

ア 配置先の決定

配置先は、県、広島県内市町、県医師会、大学関係者、センター等により構成する広島県医療対策協議会での合意を経て、年度毎に決定される。

イ 広島大学病院の専門研修プログラムを希望する場合

地域枠医師が、広島大学病院の専門研修プログラムを希望する場合は、「広島大学ふるさと卒業医師に係るキャリアプラン」により勤務要件の履行及びキャリア形成を行う。

ウ 返還猶予期間の延長について

返還猶予期間の延長については、次のとおり。

【出産・育児に係る返還猶予延長】

区分	取 扱	
対象 (要件等)	<p>◆指定機関で従事（必要従事期間として勤務）している状況にあつて、次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○所属先の就業規則等で規定される産前産後休暇，育児休業等を取得する場合。 ○出産・育児のために，指定医療機関への復職を前提として一時的に離職（退職）する場合。 ○勤務負担を軽減するために，育児短時間勤務等により従事する場合。 	
勤務実績・猶予延長の取扱い	産前産後休暇	<p>◆所属先の就業規則等により取得する産前・産後休暇は，通常勤務の扱いとする。 (必要従事期間の実績から除外しない。)</p>
	育児休業・一時離職	<p>◆休業（又は離職）期間を超えない範囲内で，本人の希望（申請）に応じて，知事が指定する期間の延長を可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○猶予期間を延長できる対象期間は，<u>養育する子が小学校就学の始期に達するまでに取得した休業等の期間を上限とし，長期間（通算3年以上）の猶予延長を希望する場合は，本人と関係者が面談・協議を行った上で，必要と認められる範囲内で知事が指定した期間とする。</u> ○休業等の期間は，「休業等を開始した日の属する月から，終了した日の属する月まで」とし，月の途中で休業等を開始（又は終了）した場合は，当該日の属する月は休業とする。（必要従事期間の実績から除く。）
	育児短時間勤務・非正規雇用（非常勤勤務）	<p>◆育児のための育児短時間勤務等は，勤務した時間数に応じて，勤務実績として認める扱いとする。 ただし，<u>養育する子が小学校就学の始期に達するまでの期間内の勤務実績に限る。</u></p> <p>【勤務実績の算出方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○育児短時間勤務等に従事した月数の合計に，「1週間当たりの常勤者の通常の勤務時間数」に対する「1週間当たりの実際に勤務した勤務時間数」の割合を乗じて得た月数。 これに抛りがたい場合は，知事が適当と認める合理的な方法により算出した月数。 ※「実際に勤務した」とは，所属先（雇用者）との契約等で定める通常の勤務時間とし，時間外勤務などは除く。 ※算出した月数に1月未満の端数があるときは，1月に切り上げる。 ○育児短時間勤務等の開始日又は終了日が月の途中の場合は，当該月は1月（通常）勤務とする。ただし，月の途中で，休業等から連続して育児短時間勤務等による勤務を開始した場合は，当該月は休業とする。 <p>◆育児短時間勤務等での従事期間中に，必要従事期間の実績から除かれた期間については，猶予延長の対象期間とする。 ※当該期間の猶予延長は，育児休業等による延長（上記）として扱う。（通算期間に加算する。）</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○育児休業・育児短時間勤務等による猶予延長の取扱は，性別に関係なく適用する。 ○育児・介護休業法の趣旨に沿い「家族介護」による休業等の取扱いも同様とする。 	
手続	<ul style="list-style-type: none"> ○出産・育児のための休業・離職及び復職（通常勤務・育児短時間勤務等）を行う場合には，その都度「異動届」を，所属機関の証明を添えて事前に提出することとし，休業等の期間が終了し，通常勤務へ移行した場合も同様とする。また，復職する際の異動届には，出産したことを証する書類（出生届受理証明書，住民票の写し等）を提出する。（貸付規則第14条） ○育児休業等により猶予期間の延長を希望する場合は，提出済みの「異動届」の内容に基づき，「返還猶予変更申請書」を提出することとする。（貸付規則第11条第5項） 	

【傷病休暇等に係る返還猶予延長】

〔傷病休暇期間の取扱い〕

- 所属先の就業規則等に基づき傷病休暇を取得した期間は、療養を要するに至った理由に関わらず、勤務したものとして扱う。
- 所属先機関で傷病休暇取得制度がない場合は、勤務認定の公平性の観点から、「連続して90日間」を上限として勤務したものとして扱う。

〔傷病休暇期間満了後の休職期間の取扱い〕

- 傷病休暇後も療養を要するための休職期間については、医師業務に従事中に業務上の理由による場合は、同期間も勤務したものとして扱う。

【貸付規則第12条第5項】

- 業務外の傷病を理由とする場合は、勤務実績には算入しないが、医師業務に従事できない「やむを得ない理由」に該当する事案として、復職後に、本人からの申請に応じて当該期間を上限として返還猶予期間を延長することができるものとする。【貸付規則第11条第1項第3号】

【大学院進学に係る返還猶予延長】

- 4年間の大学院進学（社会人大学院を除く）にあたり、任意期間（返還猶予期間から必要従事期間を除いた年数：3年）を超える期間については、医師業務に従事できない「やむを得ない理由」に該当する事案として、本人からの申請に応じて原則1年間を上限として返還猶予期間を延長することができるものとする。【貸付規則第11条第1項第3号】

(別表)

地域枠医師の配置対象となる知事指定医療機関

中山間地域等指定医療機関				左記以外の指定医療機関			
中堅病院	広島	安芸高田市	J A 吉田総合病院	広島	広島市	広島市民病院	
	尾三	尾道市	公立みつぎ総合病院			広島赤十字・原爆病院	
	備北	三次市 庄原市	市立三次中央病院 庄原赤十字病院			舟入市民病院	
中小病院	広島	安芸太田町	安芸太田病院	広島西	坂町	広島大学病院	
	呉	呉市	公立下蒲刈病院			県立広島病院	
	尾三	世羅町	公立世羅中央病院	大竹市 廿日市市	広島西医療センター	広島市総合リハビリテーション センターリハビリテーション病院	
	福山・ 府中	府中市 神石高原町	湯が丘病院 府中市民病院 府中北市民病院 神石高原町立病院			J A 広島総合病院	
	備北	庄原市	西城市民病院	呉	呉市	中国労災病院	
	計	1 2 医療機関 (9 市町)			2 5 医療機関 (9 市町)		
		3 7 医療機関					

上記の外、県内の公立公的診療所も配置対象に含む。

4 自治医科大学卒業医師に対するプログラム

(1) 目的

自治医科大学を卒業し、広島県内で働く医師が、自治医科大学の設立趣旨に沿って、県内の医師の確保を特に図るべき区域において勤務すると同時に、当該医師の能力開発及び向上を図ることを目的として、キャリアプログラムを定める。

(2) 義務年限中の基本的な考え方

ア 一般的な配置例

年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9
区分	臨床研修		拠点病院		へき地勤務				後期研修
勤務・研修先	県立広島病院		へき地医療拠点病院等		公的小規模病院・診療所， 県立保健所，へき地病院等				県立広島病院等

イ モデルコース

① 内科専門医プログラムコース

(基幹病院：安佐市民病院・市立三次中央病院)

臨床研修後，3～5年目のうち基幹病院で1～2年，連携施設で1～2年研修し，専門医を取得後，へき地等医療機関で勤務

年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9
勤務	区分	臨床研修病院	基幹病院～連携病院			へき地勤務			
	勤務先	県立広島病院	安佐市民1年・連携施設2年 三次中央2年・連携施設1年			へき地病院又は へき地診療所			
研修	初期臨床研修		内科専門研修						後期研修

② 総合診療専門医プログラムコース

(基幹病院：安佐市民病院・庄原赤十字病院)

臨床研修後，3～5年目のうち基幹病院で1～2年，連携施設で1～2年研修し，専門医を取得後，へき地等医療機関で勤務

年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9
勤務	区分	臨床研修病院	基幹病院～連携病院			へき地勤務			
	勤務先	県立広島病院	安佐市民1年・連携施設2年 庄原赤十字2年・連携施設1年			へき地病院又は へき地診療所			
研修	初期臨床研修		総合診療専門研修						後期研修

- ③ 総合診療専門医＋病院総合診療専門医プログラムコース
 (総合診療専門研修基幹病院：安佐市民病院・庄原赤十字病院)
 (病院総合診療専門医基幹病院：安佐市民病院)
 臨床研修後，3～5年目に総合診療専門医を取得後，6～9年目に
 病院総合診療専門医を取得(後期研修：安佐市民病院総合診療科)

年次		1	2	3	4	5	6	7	8	9
勤務	区分	臨床研修病院		基幹病院～連携病院			基幹病院～連携病院			
	勤務先	県立広島病院		安佐市民1年・連携施設2年 庄原赤十字2年・連携施設1年			安佐市民1年・連携施設2年			
研修		初期臨床研修		総合診療専門研修			病院総合診療専門研修・後期研修			

- ④ 内科専門医＋総合診療専門医プログラム ダブルボードコース
 (内科専門研修基幹病院：安佐市民病院・三次中央病院)
 (総合診療専門研修基幹病院：安佐市民病院・庄原赤十字病院)
 臨床研修後，3～5年目にいずれかの専門医を取得後，6～9年目
 にさらに別の専門医を取得(後期研修を使用)

年次		1	2	3	4	5	6	7	8	9
勤務	区分	臨床研修病院		基幹病院～連携病院			基幹病院～連携病院			
	勤務先	県立広島病院		安佐市民1年・連携施設2年 三次中央2年・連携施設1年			安佐市民1年・連携施設2年 庄原赤十字2年・連携施設1年			
研修		初期臨床研修		内科専門研修			総合診療専門研修・後期研修			

- ※④ダブルボードコースの内科・総合診療専門研修の順番は任意。
 ※モデルコースをベースに，県内の配置状況及び各個人の希望を踏まえて調整を行う。

(3) 勤務先医療機関

ア 臨床研修

自治医科大学を卒業した者は，医師免許を取得した日の属する年の4月1日をもって広島県一般職職員(医師)として採用し，県立広島病院において医師法第16条の2第1項の臨床研修を行う。

イ 卒後3年目以降

臨床研修を修了した者は，原則としてへき地医療拠点病院(国立病院機構を除く)又はこれらと同程度の公的病院(下記参照)に2年間勤務する。

【同程度の公的病院】

尾道市公立みつぎ総合病院 (尾道市)

ウ 卒後5年目以降

へき地医療拠点病院等の勤務を終えた者は、公的病院で医師の確保が困難な小規模病院・診療所等の知事が指定する施設(へき地病院等)に勤務する。

安芸太田病院 (安芸太田町)

神石高原町立病院 (神石高原町)

公立世羅中央病院 (世羅町)

府中市民病院 (府中市)

市町等が開設する診療所

その他、県の地域医療に寄与する病院

エ 後期研修

へき地病院等勤務経験者については、原則6年目以降に、県立広島病院等において1年間、臨床実習研修(後期研修)を行うことができる。

9年目の取得に限っては、県と医師本人とが合意した場合は、義務年限終了後さらに1年間を加え、合計2年間とすることができる。

(4) 対象期間

(3)に定める医療機関に勤務した期間が9年間に達するまでの期間。ただし、修学資金の貸与を受けた期間が6年を超えた者については、貸与期間の2分の3に相当する期間に達するまでの期間。

(5) 対象期間の一時中断等

県の休暇や休業に係る対象期間の取扱については次のとおり。

ア 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例に定められた休暇

引き続いて医師として勤務した期間として取り扱う。ただし、給与の支給対象期間のみとする。

イ 育児休業

対象期間の一時中断として取り扱う。

ウ その他休業

引き続いて医師として勤務した期間として取り扱う。ただし、給与の支給対象期間のみとする。

5 広島県医師育成奨学金貸与者（一般枠）に対するプログラム

(1) 広島大学医局に所属する者

「2 広島大学ふるさと枠卒業医師に対するプログラム」を適用する。

(2) 岡山大学医局に所属する者

「3 岡山大学地域枠広島県コース卒業医師に対するプログラム」を適用する。

(3) その他

上記に準じて、個別に作成する。